

義務としての復讐をめぐる対比研究の試み 1

—日本, アルバニア, コルシカ—

関根 謙司*

The vengeance has been present all the world from the ancient times until now. In some areas such as Japan, Albania, Corsica, Sicily and Arabian Peninsula, the vengeance has been appeared as a duty.

This essay shall analyze the aspects of the vengeance as an obligation in the comparative culture through the interpretation of the texts. It shall also examine the common features of the areas listed above. One lies in a narrow, closed world, while another suffers from the divide between a tradition and a modernization. Finally it shall study modern developing or already developed society that are deeply attached to the tradition of their culture.

On the part one I will criticize on the vengeance of Japan, Albania and Corsica.

Key Words : Adauchi, Kanun, Ismail Kadore, Colomba, Prosper Merimee

1. 文化としての復讐と「忠臣蔵」

(1) 復讐の文化

「復讐」は世界中に見られるものである。しかし、親族を含めた近親者、自分を陥れた相手に対する復讐であっても、怒りの表現の1つであることが多く、国家の発展とともに「法」によって規制されてきた歴史を体験してきた。世界最古の法律として知られる『ハンムラビ法典』も復讐のやりすぎを禁じたものとも考えられなくもなく、相手からされたこと以上のことをしてはいけないことを定めたものであった。ただし、身分によって、また子が父に犯した罪によって相違があったことも事実であるが、目を失ったら相手の目のみ、手を失ったら相手の手のみ奪う権利を有することを定めたともいえる（『ハンムラビ法典』、第195条～第200条）。イスラム教シーア派も家族が望み法学者と宗教裁判所が認定すれば、家族による

同一報復を認めている。「旧約聖書」の「目には目」も要約すると相手の望むことをすること、望まないことは決してしないことと解釈していることを『タルムード』や『ミクラオット・グロドット』は注解している¹⁾。

復讐はしばしばやりすぎの結果を生み、家族の怒りがそのまま反映されているといえる。そうした中であって、義務としての復讐は本人の意思や怒りから離れて、その社会の一員として義務を課してきた。血の報復ともいえる復讐は決闘の別種の形態であり、近代法の成立以降も存続してきた。復讐と報復は同一に見えるところもあるが、基本的に異なると考えられる。復讐を残された家族の義務と考えるならば、報復は怒りを誇示した表現であり行動である。復讐が文化現象の1つとして映りであり、報復が政治行動の1つとして見られるのはそうした背景がある。

本稿は、世界の中であって特異の復讐を見せてきた、日本、コルシカ島・シチリア島、アルバニア

*人間学部コミュニケーション社会学科

アの文化としての復讐について考察したものである。4つの地域の共通点は島国あるいは山々に囲まれた閉鎖社会であったことであり、自分たちの価値観が他者に理解されないような特異なものであるという認識が欠けていることである。その生まれた歴史的背景を分析しつつ、文化として復讐について考察を加えたものである。

(2) 日本の仇討

日本は仇討という名前の復讐の文化を有してきた国である。島国である日本は特異の文化を形成してきたが、しばしばその文化は諸外国の理解を越すものも少なくない。日本最古の仇討は古くは『日本書紀』の「眉輪王の変」(456年)に見られる。父を殺された眉輪王が安康天皇を睡眠中に殺害したものである。しかし、恨みと憎しみの復讐ではなく、義務としての復讐が始まるのは、武家の時代になってからである。

武士の仇討は法制化され、御成敗式目でも第10条で武士のプライドを認めながらも、仇討の制限を行っている²⁾。仇討を容認あるいは美徳化する世相がある一方で、徳川幕府は仇討に苦慮した。日本三大仇討³⁾は「曾我兄弟の仇討ち」(1193年)、「赤穂浪士の討ち入り(忠臣蔵)」(1702年)、「伊賀越の仇討ち」(1634年)といわれ、浮世絵や歌舞伎で広く庶民に知られた。日本の仇討は基本的には決闘の一種であり、仇討されるほうも正当防衛権を有し、返り討ちも少なくない。徳川幕府は仇討に際しては奉行所への届け出と認可が必要であるとし、その意味では「忠臣蔵」は正当な権利を有した仇討とはいえなかった。明治政府になって仇討は近代法の下で殺人罪として禁止され、武士は刀剣を奪われた。それでも、日本における最後の仇討は明治13年、すなわち1880年であることはよく知られている。この事件は殺人罪として起訴されながら、罪の軽減が見られたことも事実である。「本懐を達した六郎は、ただちに自首して裁判に掛けられた。世人の同情が集まって広い関心が寄せられた。東京日日新聞が審査の経過を克明に報じている。被告人の口供に、儒学の教えを引いて「父の讐にはともに天を戴かずとあり、復讐はなさざるべからずは事明かなり、そ

の父誅を受くにあらざれば子復讐して可なり」と陳述しているのでは実に印象的である。」⁴⁾として「不倶戴天」という『礼記』の思想が明治になっても生きていたことが解説されている。

(3) 海の向こうから見た「忠臣蔵」

太平洋戦争が始まると、アメリカ合衆国(以下、アメリカと記載)は盟友イギリスから日本研究家にして青春期を外交官として日本で過ごしたことで知られていたサンソム(Sir George Bailey Sansom, 1883 - 1965)を日本語・日本研究の教師として招くとともに、最前線へ行くことを望まない学生士官たちに日本語を習得させた。在米日本人は強制収容所に連行、彼らを聞き込み調査し日本研究のために活用した⁵⁾。そのときの1人であるルース・ベネディクト(Ruth Benedict, 1887-1948)は「日本人には生活の全面をおおう倫理的戒律は全く無用である」と指摘し、さらにサムソンの著書を引用し、「悪の問題と正面から取り組むことはしない」とも言って、忠臣蔵について触れている。

第二次世界大戦後、サムソンはアメリカに留まりコロンビア大学で教鞭をとっている。戦後に備えて日本語ができる将校育成のため、日本語ならびに日本研究に駆り出された青年たちの1人にコロンビア大学でフランス文学を研究していたドナルド・キーン(Donald Lawrence Keene, 1922-)もいた⁶⁾。ドナルド・キーンが漢字文化に関心をもっていたことは事実であるが、その一方でアメリカが日本語のできる青年将校を求めていたことは、日本国籍をもっていた英語を不自由なく使う二世あるいは三世の子孫を単なる1兵士にしか扱わなかった日本とは対照的である。

日本語学習のちに、彼らは当時のアメリカではほとんど未紹介であった日本映画を見た。その1つに映画「忠臣蔵」があった。映画を見た日本語学習中のアメリカの青年たちの多くは「少々、意地悪されただけで城内に切りつける浅野が悪い。吉良は復讐されるほど悪くはない」とレポートに書いたという。

仇討は英語では“revenge”として訳され、しばしば“adauchi”とも日本語で紹介されている。江

戸の庶民に喝采された赤穂浪士たちによる主君の敵討ちに対して、幕府は困惑した。5代將軍綱吉の寵愛を受けていた柳沢吉保の相談役であった荻生徂徠（1666 - 1728）は、賛美助命論を展開した儒家の林鳳岡（1645 - 1732）などがいる一方で、細川家に残る徂徠の書とされる『徂徠擬律書』などで浪士たちを打ち首ではなく、切腹とし、泉岳寺にある彼らの墓に段差をつけることとした⁷⁾。それが幕府のとった最善の選択であった。外様であった赤穂藩は塩の産地として栄え、お家断絶を画策されていたことを赤穂藩は読み切れなかったのである。

今日、形をかえて仇討は残っている。死刑囚か否かを決定するのは、家族の意向への配慮といわれる。裁判員制度になってから、死刑囚が増えた理由も家族にかわって法律が敵を討つというものである。日本の仇討は復讐というよりも、家族の名誉を守るための義務として機能してきた。日本はある意味でピカレスクの国である。義理と人情を重視する任侠の世界はいまも生きているのである。

2. アルバニアのカヌン

イスラム教徒が約 70%、キリスト教徒（カトリックならびに正教会）が 30% ほどのバルカン半島の山岳地帯にあって、印欧語に属しながらも特異な言語であるアルバニア語を話すアルバニアと（セルビアから独立した）コソボは独特な復讐文化をもってきたことで知られる⁸⁾。宗教に先行する地域別の土着風習である掟ともいべきカヌンをもってきた。ソ連とも後には中国とも縁切りした独自のアルバニア社会主義・共産主義を只中にあってもカヌンは存続し得た。

キリスト教以前、イスラム教以前のカヌンは口伝で伝えられ、地域的にことなっているといわれる。カヌンによる掟と風習を描いたことで知られるアルバニアの現代作家イスマイル・カドレの『砕かれた四月』はカヌンをテーマにした作品である。カドレは場所や時代が厳密に知られることを避けている手法を取っている。

カドレは首都ティラナの大学に学び、モスクワ

のゴーリキー文学研究所に留学した。しかし、アルバニアと旧ソ連が対立したために帰国、ぎりぎりの状況下で作品を発表していた。しかし、それもままならぬとフランスに亡命、フランスがカドレの作品の第一の紹介国になった。東欧の自由化によってアルバニアも混乱を経て自由化されると帰国が実現した。カドレは現在、もっともノーベル賞に近い作家と言われている。

カヌンは翻訳では「掟」と訳されているが、もとはギリシャ語に由来する。

アラビア語も al-Qānūn、トルコ語も Kanun であるが、ギリシャ語から直接、アルバニア語に入った単語とされる。古代アルバニア語はギリシャ文字で書かれた。「アルバニア人はその掟を祖先のイリュリア人から受け継いだ。⁹⁾」とされる。イスラム・オスマントルコ時代はアラビア文字で書かれたアルバニア語が現存している。

アルバニア王国の建国時にあった風習を法制化してきたが、地域別に異なっており、口伝に伝えられてきたとされるが、15 世紀には『レク・ドゥカジニの法典』（Kanuni i Lekë Dukagjinit）が編纂されている。レク・ドゥカジニ（Lekë Dukagjini, 1410-1481）の編纂したカヌンはアルバニアの山岳地域、コソボ、セルビア、モンテネグロ、マケドニアのアルバニア人居住地で広く知られていた。これは同時代に生きたアルバニアの民族的・国民的英雄のスカンデルバグ（Skanderbeg, 1405- 1468）のカヌンが極めて制限された地域でしか流布していなかったのと同対照的である。カヌンはしばしば古代インドの『マヌの法典』と類似点が指摘されている¹⁰⁾。

「掟にはすべてがある。（中略）それは経済、道徳、生のどんな側面も取りこぼしはしない。¹¹⁾」といわれる。「一行が背後に遠ざかるころ、話題は有名な「祝福の薬莢」のことになった。掟によれば、花嫁の家からこの薬莢が渡された夫は、万一妻が不貞をはたらいたならば、「おまえの手に祝福あれ」の言葉とともに、妻にそれを用いるのだ¹²⁾」というのもカヌンの決まりである。嫁入りの薬莢も「掟の定める権利によって夫が花嫁を殺すときに使う」ものであり、「花嫁が逃げ出したとき殺すようにと両親が夫に渡すもの¹³⁾」である。血

の復讐（ジャクマリヤ、ハクマリヤ）は共産主義崩壊とともに、アルバニアの北部高地でいまでも残っていることが判明した。山がちの地形からなるアルバニアの高地はラフシュと呼ばれる。復讐の対象にされた人々は塔（カーラ）に逃れた。

アルバニアのカヌンは民法や刑法を含み、復讐を迎え撃つことができない女性・幼児・老人を除外するとともに、人数も制限する。「ベリシャのこのジョルグが、ゼフ・クリュエチュチュエを撃ったぞ¹⁴⁾」「聞いたかい？ジョルグ・ベリシャがゼフ・クリュエチュチュエを殺したそうじゃないか」「ジョルグ・ベリシャは兄の血を奪い返したのさ」「ベリシャのここじゃ二十四時間の休戦を求めるのだろうか？ もちろんだとも¹⁵⁾」復讐は一族の義務であり、「このたびの流血に逆上したクリュエチュチュエ家には、掟の定めによって、ベリシャ家の誰かれかまわずに復讐をする権利がある。¹⁶⁾」復讐の相手は世襲され、8歳になると復讐される義務が生じる。「けして逃げ出すことができない」カヌンの掟は、「昨日だって待ち伏せをやめてしまえなかったのだから。祖父も、曾祖父も、五百年、千年前の祖父も皆、こうしたことから何も自由になれなかったのだから。¹⁷⁾」

復讐に怯える人の住む住居にはしばしば要塞化された塔（カーラ）があり、最上階の三階に住むことを選んだ。カヌンに依れば、「塔であれ、藁ぶき小屋であれ、いかなる建物も、炉を持ち、煙を発するものは人家」であり、「庭から声をかけずに、人家に入ってはならない。¹⁸⁾」殺人事件の三分の一は水争いが原因であり、カヌンには注釈家があり、何かカヌンで簡単に結論が出ない場合、具体的にどのように決定するのかを判断する人材がいた。「司祭は復讐に関わってはならない。一族郎党の墓に、よそ者の墓が混じってはいけない。¹⁹⁾」とされ、「客が目の前で殺されたときには、その復讐をする義務がある。²⁰⁾」のである。

ある男が扉を叩いたあと、戸口から声をかけて一夜の宿を求めた。翌朝早く、一家の男子であるジョルグの祖父の弟が見知らぬ訪問者に付き添って村はずれまでいった。もう少しで村を出るところで男は撃ち殺され、村の境界に倒れた。客に背を向ける前だったので、臨時に組織された委員会

の調査の結果、ベリシャ家に復讐の義務があるとされた。それ以降、ベリシャ家とクリュエチュチュエ家は復讐し、復讐される反目の関係が続いた。両家の犠牲者は44名になっていた。

数人の男が入ってきた。「真ん中の男はとても小柄で、冷たく青白い顔つきをしている。そのうしろを、チェックの上着にズボンの裾をブーツに押し込めた、都会風のおかしな出で立ちの男がついてくる。²¹⁾」小柄な男はカヌンの注釈家のアリ・ビナクであり、もう1人がよく連れている医者であった。「喧嘩による発砲騒ぎに巻き込まれて女がひとり殺された。ところが、この女が身ごもっていたのだ。胎児を取り出してわかったのだが、男の子であった。村の長老たちは、子供の復讐を誰が負うべきか決めるのに、大いに困惑したらしい。²²⁾」そのために高名な注釈家のアリ・ビナクが呼ばれたらしい。村に来た男たちはもう一人おり、測量士であった。境界線を決める必要があるようだ。カヌンの誓いを破り、復讐に値しないのに、人を殺めた場合は罰として村人に殺される。血の法については、「山ほど逸話があるが、ひとつ確実に言えるのは、いかに過酷で無情なものであれ、それがかつてこの世に出現したもっとも偉大な法」であり、「アルバニア人は、この法を生み出したことを誇らなければならない。」「ヨーロッパ広しといえども、高地だけだ。近代国家の一部を成しながら、法律も、法組織も、警察も、裁判所も、つまりはあらゆる国家機構を拒否しているのは、そうとも、近代国家の一部であって、未開部族の住処じゃない。だが高地は拒絶した。わかるかい。一度はそれに従い、そして拒絶したのだ。同じくらいに完璧な別の道德律にとってかえるために。だから外国の支配勢力や、独立国家となってからのアルバニアの為政者たちも、この道德律も認め、半ば王国とでも言うべき高地を国家管理の外に置かざるを得なかったわけだ。²³⁾」と妻ディアナに向かってベシアは語っている。カヌンには「すべてがある。それは経済、道德、生のどんな側面も取りこぼしはしない。²⁴⁾」のである。

「一週間前、ひとりの娘が身ごもったために殺された。娘の家族は誘惑した相手の若者に対して、も手をこまねているはずがない。いっぽう若者

の家では、生まれなかったその子供が男の子であることを知った。そこで彼らは先手を打って、自分たちのほうが娘の一家に辱めを受けた立場にあると申し立てた。若者は殺された娘とまだ結婚していなかったが、男の子は若者のものであり、だから取り戻すべき血があるのは自分たちで、こちらが娘の家族をひとり殺す番だ。」と長老会議に訴え、カヌンの注釈家のアリ・ビナクに判定を求めた。「たとえ受胎したばかりでも男児は男親の家に属し、その血は取り戻される。²⁵⁾」とカヌンは規定する。アリ・ビナクは両家とも血の奪還はなしとした。

カヌンによれば、「傷が負わされた場合、保証金が支払われ」「支払いは傷ひとつにつき別個に行われ」「その金額は傷のある部位によって決まる。²⁶⁾」ので、復讐に失敗し、相手に傷を負わせた場合は治療のための保証金を支払う必要がある。ジョルグもかつて復讐の相手に傷だけ負わせて「罰金の支払いに、ジョルグの家族は四苦八苦する羽目になった。またそんなことをすれば破産だ。見事しとめれば、支払いの必要はない。²⁶⁾」のである。

呪われた死の高地のカヌンはいまも生きているようだ。アルバニアの高地地方の復讐という血の報復の連鎖はただただ驚くばかりであるが、カヌンを側面から支えているのが、誓い（バーサ）である。「誓いはまだあまり広まってははいない。」と主人公のドルンチナを死んだはずの兄のコンスタンチンが故郷の村に住むストレスのもとに連れもどしたという中世に起きた事件をあげた。「ある村で、ひとりの男が客を殺した」が、客が誓いを破ったために殺されたといわれた。衝撃を受けた村の人々は、「このような恥ずべきことがもう二度と起こらないようにしよう」と決め「村の中を通る者は知り合いであろうがなかろうが、誰でもこの誓いの下にあると宣言した。」「昼夜をとわずいつでも家の戸は開かれ食べ物を与えられ、身の安全が保たれると。」「その結果、誓いに背いた者は、誰も生きては村から出られなくなった。²⁷⁾」誓いとはもっとも気高いものであると考えられている。

カヌン（掟）もバーサ（誓い）も地域差があ

り、口伝に伝えられてきた。法律や宗教などの価値観を優越しているものとして知られ、かつてはアルバニアの周辺地域でも適用され、また「血の報復」自体はモンテネグロなどでも行われてきたし、フランスでは大人用のマンガも出版されている²⁸⁾。イスマイル・カドレの作品はカヌン、とりわけ「血の報復」の衝撃を西欧に知らしめたといえる。

3. コルシカのヴァンデッタ (Vandetta)

古代ギリシャのアイスキュロスの戯曲や中世ゲルマンの叙事詩『ニールンベルクの詩』に見られるクリームヒルトの執念深い復讐と違い、コルシカやシチリアでは何事よりも義務としての復讐が先行する。コルシカ語では復讐はVandettaといい、コルシカ語はフランスの地域語といいながら、ほとんどイタリア語に近い。

19世紀のフランスの小説家にして歴史家・考古学者のプロスペル・メリメ (Prosper Mérimée, 1803 - 1870) は官僚として生きる傍ら、法律以外にも現代ギリシャ語、アラビア語、英語、ロシア語を含む外国語を学び、スペインをはじめ、コルシカを舞台に創作を翻案として作品を発表した。オリジナルのものもあれば、翻案というべきものがある。メリメを有名にした作品は何といっても作曲家ビゼーがオペラ化したことで知られる『カルメン』(Carmen, 1845) であるが、中短編の中にはコルシカ島²⁹⁾を舞台にした有名な2作である『コロンバ』(Colomba, 1840) と『マテオ・ファルコネ』(Mateo Falcone, 1829) などがある。コルシカ語がイタリア語に近いことは、『コロンバ』でもイタリア語に通じたイギリス人女性のリディアがコルシカ語にほとんど困らなかった様子が描かれている。

コルシカ島は家族以上の友人関係、特異な復讐で知られるが、中編『コロンバ』にも義務としての復讐が描かれている。メリメは冒頭、コルシカのニコロ村で聞いたとして “Pè far la to vandetta, Sta sigur, vasta anche ella. (仇討の本懐とぐるにおそるるな、女ながらに勇気ある彼女がいるではないか [杉捷夫訳])” という言葉をわざわざコルシ

カ語で引用している。

イギリス軍の大佐ネヴァルは娘のリディアを連れ添って休暇を利用してコルシカに旅行する。船の中でナポレオン軍の中尉であったオルソを知る。文明の信仰者であるコルシカ人のオルソであるが、コルシカ女そのものの情熱的な妹のコロンバはオルソが父を殺したと固く信じるバリッチニ兄弟に対して復讐（コルシカ語の *Vandetta*）を果たすことを強く望んでいた。「コロンバはこの国に習慣にしたがって、父親の死骸を前にして、身内の者の居ならんでいる前でバッラータを即吟した。彼女はその歌のなかにバリッチニ一家に対する全身の憎悪をこめ、はっきりとこの一家の者が謀殺の下手人であると述べ、また、兄がきつと復讐するから今に見るがいいと歌った〔杉捷夫訳〕」（Colomba improvisa, suivant l'usage du pays, une balata devant le cadaver de son père, en presence de ses amis assembles. Elle y exhala toute sa haine contre les Barricini et les accusa formellement de l'assassinat, les menaçant aussi de la vengeance de son frère.)³⁰⁾。コルシカでは復讐は義務であったが、家族同士の憎悪と殺害を繰り返してきたことも事実であり、返り討ちも少なくない。オルソはリディアとともに法治国家についてコロンバに説く。オルソの生まれ育った村人の中であって孤立しつつある中、バリッチニ兄弟に待ち伏せされていた。「一方、コロンバは、オルソがたつとまもなく問者の知らせで、バリッチニ兄弟が待ち伏せしていることを知った。それからというものは、彼女ははげしい不安にさいなまれた〔杉捷夫訳〕」（Cependant Colomba, peu après le depart d'Orso, avait appris par ses espions que les Barricini tenaient la campagne, et, dès ce moment, elle fut an proie à une vie inquietude.)³¹⁾。馬に乗って帰ってくるはずのオルソの姿がないことを知ったコロンバは、「兄は死にました！と、一こと悲痛な声で叫んだ〔杉捷夫訳〕」（《Mon frère est mort!》s'écria-t-elle d'une voix déchirante.)³²⁾。「山へ逃げ込んだ仲間のイリス〔使い女〕はながながと一部始終を物語った。彼女の方言は、コロンバによって、そのままイタリア語に訳され、ついでネヴァル嬢によって英語に通訳されたが、一度ならず大佐を唸らせ、リディア嬢にた

め息をつかせた。けれどもコロンバだけは顔色一つ動かさずにいた。ただ彼女は綾織のナフキンをもってあそびながらちぎれるほどねじっていた〔杉捷夫訳〕」（L'Iris des bandits en avant long à raconter. Son patois, traduit par Colomba en italien tel quell, puis en anglais par miss Nevil, arracha plus d'une imprecation au colonel, plus d'un soupir à miss Lydia ; mais Colomba écoutait d'un air impassible ; seulement elle tordait sa serviette damassée de façon à la mettre en pieces.)³³⁾。イリスとはもとはギリシャ神話の天地を結ぶ虹の神で、神々のメッセンジャーガールを司る女神であるが³⁴⁾、ここでは情報を伝える女性を意味している。「すると、コロンバはいつもの冷静さで、オルソはマキの中におります、と答えた。山に逃げ込んだ男が一人いて世話をしてくるし、知事や裁判官たちの意向を確かめるまでは、姿を現しては大いに危険なのです、と答えた」（Et Colomba répondait avec son calme accoutumé qu'Orso était dans le maquis ; qu'il avait un bandit pour le soigner ; qu'il courrait grand risque s'il montrait avant qu'on se fût assuré des dispositions du préfet et des juges ; enfin qu'elle ferait en sorte qu'un chirurgien habile se rendit en secret auprès de lui.)³⁵⁾。そして、上手な外科医をこっそりとオルソのところに送ることにした。マキとはコルシカ島などで草木が高く多い茂った一帯で、しばしば盗賊たちやお尋ね者などの隠れ場所になっていた。オルソは負傷こそしていたが、命は助かった。リディアはコロンバの勧めもあり、オルソと結婚した。「美しく晴れた四月のある朝、サー・トーマス・ネヴィル大佐ならびに、数日前に結婚した令嬢、オルソおよびコロンバの四人は、最近発見されたエトルリア時代の地下室を見物するために、馬車でピサの町を出発した。ここはすべて外国人の見物に行く場所になっていたのである」（Par une belle matinée d'avril, le úcolonel sir Thomas Nevil, sa fille, mariée depuis peu de jours, Orso et Colomba sortirent de Pise en caliche pour aller visiter un hypogée étrusque, nouvellement découvert, que tous les étrangers allaient voir.)³⁶⁾。

この話は当時、メリメがコルシカ島で直接、聞いた仇討事件であったとされる。メリメは一見、

ピカレスク小説を書きながら、それを傍観者的に描いていることで知られる。そして、法律の隙間をぬって、復讐を果たしている人々を描いているともいえる。

コルシカ人のイメージを固定化させた作品として有名にして、名誉と正義を扱った作品である短編『マテオ・ファルコネ』は「コルシカの風習」(Mœurs de la Corse)の副題をもち、メリメがコルシカを訪れる以前の作品である。

マテオ・ファルコネはマキから2キロほど離れたところに住んでいた。「マキというのは、これはコルシカ島の牧人たちと、裁判所と仲違いした人たちの故郷だ。ここで知っておかねばならないのは、コルシカの農夫たちは、畑に肥料をほどこす手数をはぶくために、森のある程度の面積に火をつける。炎が必要以上にひろがるぐらいは気にしない。なるようになれというわけだ。生えていた樹木の灰で肥やされたこの土地に種を蒔きつければ、よい収穫が得られることだけは確かだ。刈り取る面倒のある麦藁は残しっ放しで、麦穂だけを抜き取ってしまうとあとの土中には、燃えずに残った樹木の根が、つぎの春を待ってふさふさとした枝や芽をふくが、これが数年後には、二、三メートルの高さになる(堀口大学訳)」(Le maquis est la patrie des berges corses et de quinquante s'est brouillé avec la justice. Il faut savoir que le laboureur corse, pour s'épargner la peine de fumer son champ, met le feu à une certaine étendue de bois : tant pis si la flamme se répand plus loin que besoin n'est ; arrive que pourra ; on est sûr d'avoir une bonne récolte en semant sur cette terre fertilisée par les cendres des arbres qu'elle portait. Les épis enlevés, car on laisse la paille, qui donnerait de la peine à recueillir, les racines qui sont restées en terre sans se consumer poussent au printemps suivant, des cépées très épaisses qui, en peu d'années, parviennent à une hauteur de sept ou huit pieds.)³⁷⁾ マテオの猟銃の腕前は近隣では有名であった。喧嘩でも色恋でもマテオの敵はいなかった。妻のジュゼッパは立て続けに3人の女兒を生んだことにマテオは不満だった。4人目にしてやっと男児が生まれた。フォルチュナートと名付けられた男児は成長し、嫡子であり、一家の

希望であった。娘たちはいずれも立派な結婚ができた。ある日のこと、マテオは妻といっしょにマキの外側にある牧場で育てている羊たちの様子を見にいった。10歳になったフォルチュナートは独り残ることになった。銃声が聞こえ、負傷したバンディーと呼ばれるお尋ね者の男が逃れてきた。やがて憲兵隊といっしょに治安にあたっているコルシカ選抜隊が追ってくるはずだ。男はマテオに匿ってくれるように懇願した。フォルチュナートははじめ気乗りしなかったが、男の出した5フランの銀貨に目がくらみ、干し草の山に隠れ場所を作った。しばらくして6人のコルシカ選抜隊が姿を現した。指揮官の軍曹はマテオ・ファルコネの遠縁であった。フォルチュナートははじめ5フラン銀貨で匿った男のことを庇っていたが、軍曹が銀時計を差し出すと、フォルチュナートはバンディーの隠れ場所を教えた。そこへ急にマテオ・ファルコネと妻のジュゼッパが現れた。ことの始終を理解したマテオはやつとのもことで口を開いた。「あんたは、情けないことをしてくれたぞ。(中略)なるほど、この子は家の血統に出たはじめての裏切り者だ(堀口大学訳)」(Tu commences bien ! Eh bien, cet enfant est le premier des sa race qui ait fait une trahison.)³⁸⁾ と言って、フォルチュナートを連れてマキに続く道に引き返した。マテオは息子を大きな石のそばに行かせた。マテオは息子に最後の祈りをさせ、銃弾を撃ち込んだ。マテオにとってやつとできた一人息子を処罰することはコルシカ人の父の義務でもあった。復讐ではないが、コルシカ魂を描いた作品として知られる。

注

- 1) *Encyclopaedia Judaica*, vol. 16, p.93 なお、『タルムード』については、*Hebrew-English Edition of The Babylonian Talmud*, London=The Soncino Press, 1974-1984を参照した。また、ユダヤ教識者の「旧約聖書」の注解をまとめた『ミクラオット・グロドット』については、*Mikraot Gdorit, Jerusalem=ESHKOL* J.Winfeld & Co., n.d.を参照した。
- 2) 「曾我兄弟の仇討ち」は『曾我物語』として編纂されるとともに(作者、成立年不明)、江戸

時代になって能、浄瑠璃、歌舞伎、浮世絵の題材になっている。また、「伊賀越えの仇討ち」は「鍵谷の辻の決闘」としても知られ、歌舞伎、浄瑠璃、講談の題材になるだけではなく、荒木又右衛門の武勇として、時代劇で知られる。

- 3) 『御成敗式目』(『貞永式目』)の第十条には「一、殺害刃傷罪科事〈付、父子各相互被懸否事〉」として「右或依當座之諍論、或依遊宴之醉狂、不慮之外若犯殺害者、其身被行死罪并被處流罪、雖被沒收所帶、其父其子不相交者、互不可懸之、次刃傷科事同可准之、次或子或孫、於殺害父祖之敵、父祖縱雖不相知、可被處其罪、爲散父祖之憤、忽迷宿意之故也、次其子若欲奪人之所職、若爲取人之財寶、雖企殺害、其父不知之由 在狀分明者、不可處縁座」と記されている。(http://www.geocities.jp/hgonzaemon/goseibaishikimoku.html, 2015 年 8 月 8 日取得) なお、口語訳として「第 10 条:「殺害や刃傷(にんじょう)などの罪科のこと 言い争いや酔った勢いで喧嘩(けんか)であっても相手を殺してしまったら殺人罪であり、犯罪者は死刑か流罪とし財産を没収する。ただし、罪を犯した本人以外の父子が無関係であるならば、その者たちは無罪であり、これは傷害罪(しょうがいざい)についても同様である。ただし、子や孫、あるいは先祖の仇(かたき)と称(しょう)して人を殺害した場合は、犯人の父や祖父がたとえそのことを知らなくても同罪とする。結果として父祖の憤りをなだめるために宿意(しゅくい)を遂げることになるからである。なお、子が地位や財産を奪うために殺人を犯した場合は、父が無関係の場合は無罪とする。」[改行部分は省略した。](http://www.tamagawa.ac.jp/sisetu/kyouken/kamakura/goseibaishikimoku/, 2015 年 8 月 8 日取得)として紹介されている。
- 4) 野口武彦「解説」(吉村昭の短編集『敵討』(新潮文庫, 2003 年)所収), 216 頁。この歴史小説は「遺恨あり—明治 13 年 最後の仇討」(DVD 版, 2011 年)というタイトルで後に映画化されている。
- 5) Ruth Benedict, *The Chrysanthemum and the Sword: Patterns of Japanese Culture*, Tokyo, 1954, 4th=1989, p.197(邦訳: ルース・ベネディクト,

長谷川松治訳『菊と刀』, 社会思想社, 1967, 227 頁) なお、「忠臣蔵」については同書(原書 =p.199-207, 邦訳書 =229-238 頁)参照。ルース・ベネディクトは、出典が不明瞭ではあるが、「浪士たちは自らの手で生命を絶つことによって、「義理」と「義務」との双方に対する債務を支払ったのである」と述べ、当時の日本の尋常小学五年の国語読本の文章として「彼等は主君の仇を報じたのであって、その確乎不拔の義理は永久不滅の亀鑑とみなすべきものであった。(中略)そこで幕府は熟考のすえ、切腹を命じた。それは正に一石二鳥の策であった」を引用している(原書 =p.205, 邦訳書 =236 頁)。

- 6) 1973 年、東大駒場でキーン氏の講演があったが、そのときに講演内容に依るところが大きい。なお、キーン氏はアメリカ人から見た「忠臣蔵」についてのちに論文を完成させている。Donald・キーン, 井田卓訳『「忠臣蔵」論』, 『講座比較文学 3—近代日本の思想と芸術。』(東大出版会, 1973) 所収
- 7) 石井紫郎編, 『日本思想大系〈27〉近世武家思想』, 岩波書店, 1974 に「第二部 赤穂事件」として収録されている徳川時代の武人の見解を通じて、赤穂事件が与えた影響が少なくないことを知る。なお、本書には徂徠の書いた書籍かどうか疑問視されている『徂徠擬律書』は含まれていない。
- 8) 高津春繁『印歐語比較文法』(岩波書店, 1954), 24 頁。なお、筆者が参照したのは、第 5 刷(1969 年)である。
- 9) イスマイル・カドレ, 平岡敦訳『誰がドルンチナを連れもどしたか』(白水社, 1994), 148 頁。なお、アルバニアの歴史については, Jean-Claude Faveyrial, Robert Elisie ed., *Histoire de l'Albanie*, Centre for Albanian Studies, London, 2001, 2015 を参照した。
- 10) 『レク・ドゥカジニの法』はアルバニア語と英語の対訳も出版されている。Shtjefën Gjeçov ed., Leonald Fox tr., *The Code of Lekë Dukagjini*, Gjonlekaj Publication Comapany, New York, 1989 なお、同書の冒頭に収められている Introduction (pp.xvi-xx) は有益であり、参考にさせていただいた。また、Amazon Kindle 版には、同

書の英訳本である *The Canon of LekDukagjini: A Perspective on Albanian criminality* (London Metropolitan University Elidon Deli Habilaj) があり、テーマ別にカヌンが英語で要約されている。カヌンについての最初の欧米語訳としては、Margaret Hasluck, *The Unwritten Law in Albannia: a Record of the Customary Law of the Albanian Tribes*, Cambridge, 1954 があり、リプリント版も予定されているが (J.H.Hutton ed., Cambridge University Press, 2015)、本校脱稿までには参照できなかった。なお、女性文化人類学者のアルバニアでのフィールドワークの成果である、Margaret Hasluck, Robert Elsie ed., *The Hasluck Collection of Albanian Folktales*, Centre for Albanian Studies, London, 2015 は直接、本稿に関係したわけではないが、大きな示唆を受けた。

- 11) イスマイル・カドレ、平岡敦訳『砕かれた四月』（白水社、1995）、68 頁。参照にあたりアルバニア語原語版は入手できなかったため、底本とされている、文学的な仏訳 (Ismail Kadore, *Avril brisé*, Livre de Poche, Paris, 1983) と補足として説明的な英訳 (Ismail Kadore, *Broken April*, Vintage Books, London, 1982) を併用した（個人的には仏訳に軍配をあげたい）。以下に引用箇所の仏訳と英訳を示す。仏訳 = 《*Le Kanun est total, [dit-elle à un moment donné], il n'a oublié de traiter aucune sphere de la vie économique et morale.*》(ibid., p.76)、英訳 = “The Kanun is universal, [he said a one point.] it has not forgotten a single aspect of economics or ethics.” (ibid., p.74) なお、仏訳、英訳の引用箇所にあるカギ括弧〔 〕は翻訳文の前あるいは後に訳されているために、引用した翻訳文にはない部分であるのは以下の引用も同様である。
- 12) 平岡敦訳前掲書、69 頁、仏訳 = Lorsqu'ils les eurent laissés derrières eux, ils évoquèrent la fameuse «cartouche bénie» que, selon le Coutumier, la famille de la mariée remettait à l'époux, afin qu'il l'emploie contre sa femme si elle le trompait, en lui disant même : «Bénie sois la main», et tous deux, [en plaisantant sur ce qui se passerait si elle ou lui violait le serment de fidélité conjugale, se taquinaient et se

tirèrent l'oreille en signe de reproche, en se disant : « Bénie soit ta main !] » (ibid., p.76)、英訳 = When they had left the wedding party behind them, they talked about the notorious “blessed cartridge” that, in accordance with the Code, the bride's family gave to the groom so that he could use it to shoot his wife if she proved unfaithful, even telling him. “May your hand be blessed,” and the two, joking about what would happen if she or he were to violate their marriage vows, they teased each other, and pulled their ears as a sign of reproach, saying “May your hand be blessed!” (ibid., p.69)

- 13) 平岡敦訳前掲書、23 頁、仏訳 = …, selon le Code, l'époux avait le droit de tuer sa jeune épouse, si elle tentait de le quitter. … Et quant à 《cartouche dans le trousseau》, que tous les parents devaient apporter au jeune époux pour qu'il tue sa femme si elle quitte. (p.28)、英訳 = …, the bride's parents had put the “trousseau bullet” with which, according to the Code, the bridegroom had the right to kill the bride if she should try to leave him. (p.28)
- 14) 平岡敦訳前掲書、8 頁、仏訳 = 《Gjorg des Brisha a tiré sur Zef Kryeqyqe.》、英訳 = “Gjorg of the Berisha has shot Zef Kryeqyqe.” (p.11)
- 15) 平岡敦訳前掲書、9 頁、仏訳 = 《Vous avez appris que Gjorg Berisha a tué Zef Kryeqyqe? - Gjorg Berisha a repiris le sang de son frère. - Les Berisha vont-ils demander la trêve de vingt-quatre heures? - Sûrement, oui.》(ibid., p.13)、英訳 = “Have you heard? Gjorg Berisha has killed Zef Kryeqyqe.” “Gjorg Berisha has taken back his brother's blood.” “Are the Berisha going to ask for the twenty-four hour bessa?” “Yes, of course.” (ibid., p.13)
- 16) 平岡敦訳前掲書、10 頁、仏訳 = : en vertu du *Kanun*, les Kryeqyqe, aveuglé par le sang à peine versé, avaient le droit de se venger sur n'importe quel membre de la famille des Berisha. (ibid., p.14)、英訳 = ; according to the Code, the Kryeqyqe, blinded by the newly shed blood, had the right to take vengeance on any member of the Berisha family. (ibid., p.14)
- 17) 平岡敦訳前掲書、13 頁、仏訳 = Mais il savait bien qu'il ne pourrait jamais s'enfuir, pas plus qu'il n'avait

- pu quitter son emuscade la veille, pas plus que n'avaient pu se détacher de tous cela son grand-père, son aïeul, sib visaïeul, tous ses ancêtres, cinq cents, mille ans auparavant. (*ibid.*, pp.16-17), 英訳 = But he knew very well that he could never run away, no more than his grandfather, and all his ancestors five hundred, a thousand years before him had been able to run away. (*ibid.*, p.16)
- 18) 平岡敦訳前掲書, 21 頁, 仏訳 = 《On entend par maison une *kulla*, une chaumière, ou n'importe quelle construction, pourvu qu'elle possède un foyer et qu'il en monte de la fumée.》Il ne comprit pas pourquoi cette définition de la demeure, qui figurait dans le *Kanun* et qu'il connaissait depuis son enfance, lui revenait à l'esprit. 《On n'entre pas dans une maison sans avoir appelé de la cour...》(*ibid.*, p.26), 英訳 = "A house is a stone building, or hut, or any other structure that has a hearthstone and emits smoke." He did not know why that definition of a dwelling, which appears in the *Kanun* and which he had known since childhood, had come to mind. "No one enters a house without calling out from the courtyard." (*ibid.*, p.26)
- 19) 平岡敦訳前掲書, 24 頁, 仏訳 = 《Les prêtre ne sont pas touché par la vendetta. Parmi les tombes d'une confrérie et d'un clan ne peut trouver place une tombe étrangère.》(*ibid.*, p.29), 英訳 = "Priests have no part in the blood feud." "Among the graves of a family or a clan, no stranger's tomb may lie." (*ibid.*, p.29)
- 20) 平岡敦訳前掲書, 26 頁, 仏訳 = Or, selon le *Kanun*, quand l'hôte que l'on accompagnait était tué sous vos yeux, c'était à vous qu'il appartenait de le venger. (*ibid.*, p.31), 英訳 = Now, according the *Kanun*, when the guest whom you were accompanying in killed before your eyes, you are bound to avenge him. (*ibid.*, p.31)
- 21) 平岡敦訳前掲書, 32 頁, 仏訳 = L'un d'entre eux, celui qui avançais au milieu, était un homme de très petite taille, au visage froid et pâle. (*ibid.*, p.38), 英訳 = One of them, the man who came at once into the center of the room, was very short, with a cold, pallid face. (*ibid.*, p.38)
- 22) 平岡敦訳前掲書, 34 頁, 仏訳 = Au cours d'un échange de coups de feu consécutifs à une querelle, une femme qui s'était trouvée là, au milieu des rivaux, avait été tuée. Elle était enceinte, et d'un enfant mâle, comme il fut établi après l'extraction du fœtus. Les anciens du village étaient, semble-t-il, fort embarrassés pour définir à qui incombait la charge de venger l'enfant. (*ibid.*, p.40), 英訳 = In an exchange of shots because of a quarrel, a woman who happened to be there, because the rivals, had been killed in the cross fire. She was pregnant, and with a man-child, as was proved after the baby had been extracted. The village elders, it appeared, were very perplexed in deciding who had the duty of taking revenge for the infant. (*ibid.*, pp.39-40)
- 23) 平岡敦訳前掲書, 66 頁, 仏訳 = On raconte une foule d'histoires à son sujet et pourtant, si farouche et impitoyable qu'elle soit, je suis persuadé d'une chose ; c'est une des constitutions les plus monumentales qui aient vu le jour en ce monde, et nous, Albanais, devons être fiers de l'avoir engendrée. (*ibid.*, p.74), 英訳 = People tell a lot of stories about it, and yet, however wild and merciless it may be, I'm convinced of one thing, that it is one of the most monumental constitutions that have come into being in the world, and we Albanians ought to be proud of having begotten it. (*ibid.*, p.72)
- 24) 平岡敦訳前掲書, 66 頁, 仏訳 = Le Rrafsh est la seule région d'Europe qui, tout en étant partie intégrante d'un Etat moderne, partie intégrante, je le répète, d'un Etat moderne européen et non pas un habitat de tribus primitives, a rejeté les lois, les structures juridiques, la police, les tribunaux, bref, tous les organismes d'Etat ; qui les a rejeté, tu m'entends, car il y a été soumis une fois et il les a reniés pour les remplacer par d'autres règles morales qui sont tout aussi complètes, au point de contraindre les administrations de l'Etat albanais indépendant, à la moitié du royaume, en dehors du contrôle de l'Etat. (*ibid.*, p.74), 英訳 = The Rrafsh is the only region of Europe which — while being an integral part of a modern state, an integral part, I repeat, of a modern European state and not the habitat of primitive

tribes — has rejected the laws, the legal institutions, the police, the courts, in short, all the structures of the state; which has rejected these things, you understand, because at one time it was subject to them, and it has renounced them, replacing them with other moral rules which are themselves just as adequate, so much so as to constrain the administrations set up by foreign occupying powers, and later the administration of the independent Albanian state, forcing them to recognize those rules, and thus to put the High Plateau, let's say nearly half of the kingdoms, quite beyond the control of the state. (*ibid.*, pp.72-73)

- 25) 平岡敦訳前掲書, 180-181 頁, 仏訳 = Une semaine auparavant, les membres d'une famille avaient mis à mort une de leurs filles, qui était enceinte. Sans aucun doute, ils n'allaient pas tarder à tuer aussi le garçon qui l'avait séduite. Entre-temps, la famille du garçon découvrit que l'enfant de la jeune fille qu'elle n'avait pu mettre au monde était un mâle. Elle prit donc les devants et se déclara en situation d'outragée par rapport à la famille de la jeune fille, protestant que, bien le jeune homme ne fût pas une à la victim par les liens du mariage, l'enfant mâle lui appartenant. En agissant ainsi, la famille du garçon donnait à entendre que c'était donc son tour de tuer un member de la famille de la jeune fille. ... c'était qu'aux termes du *Kanun*, l'enfant mâle à peine conçu appartient à la famille du garçon et que son sang est repris au même titre que celui d'un homme. (*ibid.*, p.188), 英訳 = A week ago the members of a certain family had put to death one of their girls, who was pregnant. There was no doubt that they would promptly kill as well the body who had seduced her. In the meantime, the boy's family learned that the baby whom the young woman had not been able to bring into the world was a male child. The family forestalled their adversaries by declaring that they were the injured party in regard to the young woman's kin, and argued that while the young man was not connected with the victim by marriage, the male child belong to him. In so doing, the boy's family made the claim that they

were to ones who had a transgression to avenge. ... , according to the *Kanun*, a male child from the moment of conception belonged to the family of the boy, and must be avenged on the same principle as one avenges a man. (*ibid.*, p.188)

- 26) 平岡敦訳前掲書, 184 頁, 仏訳 = [Vous savez peut-être que] , selon le *Kanun*, les blessures causes sont indemnisées par des amendes. Chaque blessure est payée à part, et son prix dépend de la parties du corps où elle se situe. (*ibid.*, p.192), 英訳 = [Perhaps you know that,] according to the *Kanun*, the wounds inflicted are paid for by fine. Each wound is paid for individually, and the price depends on the part of the body in which, the wound is situated. (*ibid.*, p.192)
- 27) イスマイル・カドレ, 平岡敦訳『誰がドルンチナを連れもどしたか』(白水社, 1994), 149 頁.
- 28) モンテネグロの「血の報復」について, 1964 年から 1966 年にフィールド調査によると, 「今日, モンテネグロの人々は政治的に独立しているわけではないが, 彼らの心底には部族社会の生活や部族のアイデンティティが強く残っているのがいまでも感じられる」(Christopher Boehm, Blood Revenge — *The Enactment and Management of Conflict in Montenegro and other Tribal Societies*, the University Press of Kansas, 1984, University of Pennsylvania Press, 1986, p.5) と指摘し, モンテネグロの「血の報復」について 200 年前のヨーロッパ (ナポレオン軍の体験したモンテネグロの「血の報復」の挿絵が有名) がいまでも生きているとして指摘している. また, カヌンを描いた, 大人用のマンガとは, *Albanie : La loi du Kanun*, Jack Manini/Michel Chevereau, Glénat, Paris, 2010 のことで, これは脚本は Jack Manini, なぜか性別のはっきりしない絵は Michel Chevereau が描いている. 1960 年代のアルバニアを舞台とし, スターリン主義ともいえるエンヴェル・ホッジヤ (Enver Hoxha, 1908 - 1985) のもとでの一国共産主義のものでカヌンが禁止されても, 存続していたことを描いている. 青年レカには怖いものはなかった. 「13 歳にして後見人がニキータだったため, すでに犯罪者」であり, 「まもなくして盗賊団の親分になるはず」であった. そんなとき, 農家

でもあったレカの家に「毎週、タマゴを1ダース買いに来る少女ソセ」にあった。ソセの家族(父親・兄弟)といると、こころが和み、本当の家族のように思えた。「ソセは天使そのもので、将来、結婚する」つもりであった。しかし、カヌンの規則で、「ニキータを殺さなければならぬ」、血の報復を果さなければならなくなった。レカはソセを誤って剣で傷つける。「ソセとレカのように苦しんでいるこの国の子供たちには、平和はなく、復讐を定めたカヌンの法に縛られている」というものである。

- 29) コルシカ島は長らくイタリア(ピサ、ジェノヴァ)の支配下に置かれていたが、18世紀初頭からコルシカ独立運動が活発化したが、1769年革命前のフランスに合併された(その3年後に後のナポレオン1世がコルシカ島に生まれている)。その後はフランスに留まりながら、自治を拡大させてきた。コルシカ語はプロバンス語に類似し、イタリア語に近い。日常的にはフランス語を使っているが、コルシカ語はフランスの有力な地域語でありながら、イタリア語に近いことは本文に記した。
- 30) メリメ、杉捷夫訳『コロンバ』, 岩波文庫, 1931, 第27刷=1988, 57-58頁, Kindle版 *Nouvelles & Roman de Prosper Mérimée* (Perles littéraires t.1), VI, *Des fusils qui n'ont pas tiré*
- 31) 前掲書, 167頁, *ibid.*, XVIII, *Une attente insupportable*
- 32) 前掲書, 169頁, *ibid.*, XVIII, *Une attente insupportable*
- 33) 前掲書, 170頁, *ibid.*, XVIII, *De bonnes nouvelles*
- 34) イーリスともいう。高津春繁『ギリシャ・ローマ神話辞典』, 岩波書店, 1960, 第12刷=1975, 58頁
- 35) メリメ、杉捷夫訳『コロンバ』, 岩波文庫, 1931, 第27刷=1988, 172頁, Kindle版 *Nouvelles & Roman de Prosper Mérimée* (Perles littéraires t.1), Colomba, XVIII, *Un père pleure ses fils*
- 36) 前掲書, 208-209頁, *ibid.*, Colomba, XXI, *Visite archéologique*
- 37) Kindle版 *Nouvelles & Roman de Prosper Mérimée* (Perles littéraires t.1), Mateo Falcone, *Visite à un berger* (邦訳=堀口大学訳『カルメン』所収「マテオ・ファルコネ」, 新潮文庫, 1972, 第35刷=2007, 164頁)

- 38) 前掲書, 184-185頁, *En Moment argent / L'argent payé parlen plomb*

参考文献

- Ruth Benedict, *The Chrysanthemum and the Sword: Patterns of Japanese Culture*, Charles E. Tuttle Company, Tokyo, 1954, 4th=1989 (邦訳: ルース・ベネディクト, 長谷川松治訳『菊と刀』, 社会思想社, 1967)
- Christopher Boehm, *Blood Revenge – The Enactment and Management of Conflict in Montenegro and other Tribal Societies*, the University Press of Kansas, 1984, University of Pennsylvania Press, 1986
- Encyclopaedia Judaica
- Jean-Claude Faveyrial, Robert Elisie ed., *Histoire de l'Albanie*, Centre for Albanian Studies, London, 2001
- Shtjefën Gjeçov ed., Leonald Fox tr., *The Code of Lekë Dukagjini*, Gjonlekaj Publication Company, New York, 1989
- The Canon of LekDukagjini: A Perspective on Albanian criminality*, London Metropolitan University Elidon Deli Habilaj, Kindle版
- Margaret Hasluck, *The Unwritten Law in Albannia: a Record of the Customary Law of the Albanian Tribes*, Cambridge, 1954
- Margaret Hasluck, Robert Elsie ed., *The Hasluck Collection of Albanian Folktales*, Centre for Albanian Studies, London, 2015
- Hebrew-English Edition of *The Babylonian Talmud*, London=The Soncino Press, 1974-1984
- 飯島紀編『古代の歴史口マン4 ハンムラビ法典』, 国際語学社, 2002
- 石井紫郎編, 『日本思想大系〈27〉近世武家思想』, 岩波書店, 1974
- Ismail Kadoré, *Avril brisé*, Livre de Poche, Paris, 1983, Ismail Kadore, *Broken April*, Vintage Books, London, 1982 (イスマイル・カドレ, 平岡敦訳『砕かれた四月』白水社, 1995)
- Ismaïl Kadaré, *Qui a ramené Doroutine ?*, Paris=Larousse, 2009 (原本の邦訳=イスマイル・カドレ, 平岡敦訳『誰がドルンチナを連れもどしたか』, 白水社, 1994)
- Ismaïl Kadaré, *Qui a ramené Doroutine ?*, Paris=

lePetitLitteraire.fr, 2014

鎌倉時代の勉強をしよう <http://www.tamagawa.ac.jp/sisetu/kyouken/kamakura/goseibaishikimoku> 2015 年 8 月 8 日取得

ドナルド・キーン, 井田卓訳『『忠臣蔵』論』, 『講座比較文学 3—近代日本の思想と芸術 I』(東大出版会, 1973)

Jack Manini/Michel Chevereau, Albanie : La loi du Kanun, Glénat, Paris, 2010

Nouvelles & Roman de Prosper Mérimée (Perles littéraires t.1) Kindle 版 (『コロンバ』の邦訳 = 杉捷夫訳, 岩波文庫, 1931, 第 27 刷 = 1988)

Prosper Mérimée, Gaecillia Pieri commentary, Mateo Falcone Tamango, Flammarion, Paris, 2013 (邦訳 = 堀口大学訳『カルメン』, 新潮文庫, 1972 に所収)

Mikraot Gdorot, Jerusalem=《ESHKOL》J. Winfeld & Co., n.d.

Reynold A. Nicholson, A Literary History of the Arabs, Cambridge, 1907, repr=1969

Reynold A. Nicholson, Translation of Eastern Poetry and Prose, New York=Greenwood Press, 1969

H. T. Norris, Islam in the Balkans: Religion and Society Between Europe and the Arab World, Univ of South Caroline Pr, 1993

世界の古典つまみ食い <http://www.geocities.jp/hgonzaemon/goseibaishikimoku.html> 2015 年 8 月 8 日取得

高津春繁『印欧語比較文法』(岩波書店, 1954, 第 5 刷 = 1969)

高津春繁『ギリシャ・ローマ神話辞典』, 岩波書店, 1960, 第 12 刷 = 1975

補足

引用文献の頁指定などは各国語にわたるため, 英語表記に統一した.

(2015.9.30 受稿, 2015.10.15 受理)